

山 監 査 第 4 6 号

令和元年（2019年）5月31日

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告書を次のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 山 根 雅 敏

山陽小野田市監査委員 松 尾 数 則

1 報告内容

別紙のとおり

2 報告書提出先

山陽小野田市長及び山陽小野田市議会

3 報告書提出年月日

令和元年5月31日

定期監査の結果に関する報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を下記のとおり決定した。

記

1 監査の種別

定期監査

2 監査の対象

建設部

土木課、都市計画課、下水道課及び建築住宅課

3 監査の期間

令和元年 5 月 8 日から令和元年 5 月 23 日まで

4 監査の方法

今回の監査は、平成 30 年度に執行された事務事業を対象に実施した。監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出し、調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し実施した。

5 監査の結果

監査した結果、次に掲げるものを除き、事務処理は適正になされているものと認められた。また、事務処理上の注意事項は、その都度関係職員に指摘している。

なお、監査結果に基づき又は監査結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、その旨を監査委員に通知された。

(1) 財産管理事務について（許可申請事務）

自動販売機及び上空に設ける線類についての許可申請事務において一部不適切なものがある。

事後処理を含め適切な対応をされたい。

なお、自販機設置についての使用料が市都市公園条例と市行政財産使用料徴収条例とで差異があるため統一の可否について検討されたい。

【都市計画課】

